

## 令和3年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第1回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和3年3月19日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	洞ノ上 浩 司	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和3年3月 定例会**  
**(第1回)**

第4回継続会

**本会議 会議録**

令和3年3月19日

水巻町議会

# 令和3年第1回水巻町議会定例会第4回継続会 会議録

令和3年3月19日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

## 日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。船津議員。

総務財政委員長（船津 宰）

3月8日、15日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告申し上げます。

議案第5号 令和3年度水巻町一般会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

議案第6号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

議案第7号 令和3年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長、廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

3月5日、11日の文厚産建委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

なお、議案第3号及び議案第4号の2議案については先に御報告したとおりですので、省略いたします。

議案第5号 令和3年度水巻町一般会計予算については、賛成多数で可決しました。

議案第8号 令和3年度水巻町公共下水道事業会計予算については、賛成多数で可決しました。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

## **日程第2 選挙第1号**

議 長（白石雄二）

日程第2、選挙第1号 水巻町選挙管理委員会委員の選挙について。

これより選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

水巻町選挙管理委員会委員に、田辺直憲氏、中川元一氏、尾上フサ子氏、緒方裕子氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました田辺直憲氏、中川元一氏、尾上フサ子氏、緒方裕子氏が、水巻町選挙管理委員会委員に当選されました。

## **日程第3 選挙第2号**

議 長（白石雄二）

日程第3、選挙第2号 水巻町選挙管理委員会委員の補充員の選挙について。

これより選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

— 異議なし —

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

水巻町選挙管理委員会委員の補助員に、第1順位、中川律子氏、第2順位、小林徳子氏、第3順位、石松雅義氏、第4順位、仁部紀子氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

— 異議なし —

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました第1順位、中川律子氏、第2順位、小林徳子氏、第3順位、石松雅義氏、第4順位、仁部紀子氏が、水巻町選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

#### **日程第4 議案第3号**

**議 長（白石雄二）**

日程第4、議案第3号 水巻町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

**7番（古賀信行）**

今度はこの車道の件が主ですけど、私が――。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員――。

[ 「賛成討論ですけど。」と発言する者あり。 ]

議 長（白石雄二）

賛成ですか。

7 番（古賀信行）

うん、賛成討論です。賛成討論ですけど。

現行と改正案もそうですけど、水巻町町道の構造の技術的基準に関する条例の第 5 条の 5 ですけど。まあこの部分はですね、「第 4 種第 4 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとする」となってるんですね。

これは、最初できたときはずっと前にできてるから、まあこれでよかったかも分かりません。車道の幅はですね。

けど、これからどんどんどんどん、この条例ができた後に車が増えているからですね。車が 4 メーターじゃなかなかですね、離合が困難です。車の幅は普通車で 1.7 くらいありますからね。

だから、そういう点です、こういう点も将来見直していく必要があるんじゃないかと思えます。

そして現在、そういう 4 メーターの道路をですね、できるだけ、すぐとは言いませんけど、長い期間かかってですね、やっぱり車道を拡幅していく、まあ町道を拡幅していく必要があると思えます。

その点、北九州市はですね、急傾斜地とか、狭い、離合ができなかった道路を、たくさん拡幅してきたんです。それも長い間かかってしました。そういうところを私、見てきているからですね、水巻町もそういう努力をすべきだと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませぬか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 3 号 水巻町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第 5 議案第 4 号**

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 4 号 町道の路線認定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第4号 町道の路線認定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第6 議案第5号**

### **議長(白石雄二)**

日程第6、議案第5号 令和3年度水巻町一般会計予算についてを議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。岡田議員。

### **5番(岡田選子)**

5番、岡田です。日本共産党を代表いたしまして、議案第5号 令和3年度水巻町一般会計予算につきまして、反対討論を行います。

令和3年度当初予算も、令和2年度に続き100億円を超える大きな予算となりました。以下、

3点について意見を述べ、反対討論といたします。

まず、吉田団地の住替事業についてです。町の施策が建替計画から住替事業へと転換され、住民は戸惑いながらも町の行政に協力しようと、転居の意思を固めつつあります。独居の高齢者にとっての転居は心身ともに大変な負担であることは間違いありません。

突如の住替優先地区設定とともに急浮上した、東水巻駅の整備は、駅利用者にとって待ち望んでいたことであり、まちづくりとしても欠かすことのできないポイントだとの認識は一致しております。

しかし、これまで具体的な事業計画等が出されていない下で、住替事業とともに推し進めるとの急な政策判断は、住替事業に不公平さを残す結果となりはしないでしょうか。

なぜ、住替事業実施計画当初からその判断ができなかったのか。なぜ今でなければならないのか。私は今議会での議論ではいまだに理解できておりません。

行政に住民が合わせるのではなく、住民に寄り添った行政を強く求めます。

次に、マイナンバーカードの普及や、行政のデジタル化についてです。

今、まさに国会でデジタル関連法案の審議が行われております。デジタル化は管政権の看板政策に位置付けられ、「必要な投資を行い、再び強い経済成長を実現する」とした基本方針を決定しています。そのメリットは、コスト削減や、災害・感染症に強い社会の実現、データ活用で経済成長が可能。このようなこととして、その実現のためにシステムの標準化、官民の情報連携、マイナンバー制度の活用を行うとしています。

もともとマイナンバー制度の導入は、財界からの要求によるものであることを忘れてはいけません。当初、政府は個人情報保護の観点から、利用範囲を税・社会保障・災害の3分野に制限する、分散管理を行う、個人情報保護委員会の監督で、安全性を確保すると説明してきました。国民の情報の一元管理は行わないと言っていました。

ところが、今やマイナポータルによって、3分野どころか、国民の所得・資産・医療・教育など、個人情報の連携を進め、民間とも連携をして、個人を丸ごとスキャンするという膨大なデータを集積しようとしております。その集積された個人データ、ビッグデータを利活用することが、競争力の源泉であり、成長戦略であるということです。つまり、行政の持つビッグデータを活用できる大企業を儲けさせることが目的ということになります。

デジタル化そのものを否定するものではありません。しかし、行政の持つ個人情報を民間企業が活用できるようになるのですから、私たち行政に関わる者は、マイナンバーカードの表面的な利便性だけを強調して普及拡大していいのでしょうか。

地方自治体の責務は、住民の福祉の増進を図ることです。政府の進めるデジタル化が、本来、住民誰もが願い求める幸福へとつながるものなのかどうか、同時に、自治体が国の出先機関ではなく、住民自治や、団体自治の自治体の自立性を侵害するものとならないのかなどについて、真剣にデジタル化がはらんでいる危険性についても、知り、学ぶ姿勢が必要だと考えます。

情報の利活用が拡大する一方で、個人情報保護の強化は不十分だと言われています。自分たちの個人情報が勝手に利用されたり、一握りの企業が利益を得たりするという仕組みには、批判意識を持つ必要があるのではないのでしょうか。

今後は憲法が保障する自己決定権やプライバシー権などの基本的人権が守られ、自分の情報

は自分でコントロールするという「自己コントロール権」が確立されることが重要だと考えております。

次に教育についてです。

少人数学級の推進についてですが、少人数学級の教育的効果について教育長と議論をいたしました。その認識は、わずかだとは思いますが、一致していない部分があるなど感じております。

しかし、コロナ禍の下で、全国の学校現場で少人数学級の教育的効果が体験され、今や管総理が中学校にまで少人数学級の検討を言及し、その教育効果を認めた発言をしたことを、我が党は大変喜ばしく受け止めております。

少人数学級による学習指導、生活指導による、きめ細やかな対応や、少人数によって生まれる友人関係や、生活態度が安定したことから得られる落ち着きのある学校生活。また、先生にゆとりが生まれることで、全ての子供たちが尊重されるクラス運営。さらに、中学校に入ると激増する不登校への対策としても、少人数学級の効果は今や誰の目にも明らかです。小学校のみならず、中学校でも35人学級、一歩進んで30人学級へと進むことが、水巻町の子供たちと先生方への最も温かい支援であると考えます。

ぜひ、国の対応を待つまでもなく、町の独自性をもって、一日も早く少人数学級を学校現場にプレゼントすることを求めます。

同時に、昨年はコロナ禍で全国学力テストが中止になりました。学校現場では「忙しい新学期に、子供との関係づくりや大切な課題にじっくり取り組めた」、このような声も出ています。

全国学力テストは平均点を公表するため、地域と学校を競争に巻き込む危険性があります。学力を測るのに、毎年の悉皆式の全国学力テストではなく、3年に一度程度の抽出調査で十分だとの声が当初からありました。

子供と教員に負担をかけることになる全国学力テストの見直しの声を上げて、教員の負担軽減と、一人一人の子供たちの豊かな成長を保障する教育制度の確立が、当町でも一日も早く実現することを求めて、以上、反対討論といたします。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。古賀議員。

## 7 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

今年も予算書で幾つかの、いろいろな工事内容が上げられています。

で、美浦町長になってから、曲川橋と唐ノ熊橋の橋も改修されました。そして欄干を根っこから全部取っ払って、新しいのをつけられたんです。

私は非常に残念に思ったんです。かさ上げされたのはいいんですけど、根っこから取っ払ってですね、新しいのに全部取り替えられるっち。

私は鉄鋼にいたから鉄のこと詳しいんです。で、普通、民間やったら30センチかさ上げやったら、30センチかさ上げした分だけ、鋼材を足して溶接するんです。溶接してもあんまり強度

は変わりません。なぜかって言いますと、原子炉も全部、これくらいの輪っばをずっと輪切りにしてつないでいってるんですよ、溶接で。一気にああゆう大きなの作ることできないから。それは私の会社が作っていたから、よう知ってるんです。ですね。

そういうこともやってのけるんです。民間の会社は。

だからそういう、今年も幾つかの橋梁の修理が予定されてますけど。

そして私は、何年か前に建設課の担当者に聞いたんです。「なぜかさ上げされるんですか」ち聞いたら、「国の基準で、こう指導があってるからかさ上げする」ち言われたんです。

けどですね、皆さん、水巻から福岡まで走ってください。3号線を。そしたらこんな低い橋の欄干、いっぱいあります。この近くではその遠賀川橋にかかっている橋の欄干ですね。低いんです。

そのことで私の家に来られた方が何人もおられます。「もうちょっと欄干が高くならんやろうか」ち。けど私言いました。「あれは国だから、国道だから私はですね、どうすることもできないんですけど、まあ町からそういう県土整備事務所に申し出は、まあできんことはありません」ち言ってきたんですけど。

だけなんです、いっぱい3号線にあるんです。低いのがですね。で、そういうことがあるから、まあ国に先んじて水巻もやってもらったと思うんですけど。

まあそういうですね、一つの工事にしても、役場のまあ技師ですね。技師がそういう工夫をすればですね、かなりですね、いろんな町のお金の節約ができると思います。

それからですね、令和3年度予算で、まあ高齢者福祉センターですけど、これはもう規則改正ってなってますけど。今までの使用時間が8時30分から5時までが9時から4時までって。そして今まで第4日曜日と年末年始が休館日でしたけど、今度は毎週土日ってなってるんですね。で、こういう点ですね――。

#### — 携帯電話の着信音 —

失礼します。

えっとですね、こういう点ですね、やっぱり福祉の後退と思うんです。

私は福岡県の幾つかのそういう施設を見て回ってます。そしたらですね、やっぱり土日でもですね、もう町は管理人は置いてないんですけど、お年寄りの方が三々五々寄ってきてですね、そういう部屋を使ってるんです。私はいいことだなと思ったんです。そこで碁をしたり将棋をしたりさせてるんですよ。で、なかなか私、いいことだなと思ったんです。

そしてですね、やっぱりこれからの社会というのは、高齢者に憩いの場と仕事を与えてやることです。まあ一つの憩いの場が健康づくりにもなるし、それがひいては後期高齢者や国民健康保険税の税金を下げる要因になると思うんです。

そういう点ですね、今年もそういう点、いっぱい工事がありますが、ほとんどの調査設計は業者任せなんですね。町がこの仕事をしたいって言ったら、それを調査設計会社に任せてやるんですけど。

まあ私、幾つか見てますけど、やっぱり職員ができることは職員にやらせる自治体がいっぱ

いあるんです。一番大きな仕事したのは、この近くでは下関市の火の山にある施設ですね。2年越しの大きな仕事やったけど、それは、市の職員がやってのけたんです。そういうこともやってるんです。

だからそういうやつもですね、これからの町のお金を節約するためにそういうこともですね、執行部を含め、私たち議員も考えていく必要があると思います。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。廣瀬議員。

## 2 番（廣瀬 猛）

2番、廣瀬です。議案第5号 令和3年度水巻町一般会計予算につきまして、水清会を代表して、賛成の立場から討論いたします。

昨年来から長引く新型コロナの影響により、人々の日常生活はもとより、学校や医療・介護の現場のほか、社会・経済活動においても多大な影響をもたらしております。

そのために、今、新しい生活様式が求められ、「3密対策」をはじめ、「GIGAスクール」や「テレワーク」、「マイナンバーカードの普及」といったデジタル化の推進など、人々の行動変容が迫られている状況下にあります。

令和2年度は、2度の緊急事態宣言が発出されたこともあり、本町におきましても、新型コロナ対策のために、7本もの補正予算が編成され、美浦町長の強いリーダーシップのもと、迅速かつ柔軟な対策を講じて、町民の皆様や事業者の方々の生活と暮らしを支援していただいたことに対し、感謝申し上げる次第です。

さて、令和3年度一般会計予算につきましては、コロナ禍において、税収の落ち込みが想定されるなど、先の見通しが見えない中、限られた財源を最大限に活用し、福祉・教育施策の充実はもちろんのこと、JR水巻駅南口周辺整備事業の継続や、吉田町営住宅住替事業の開始など、本町の将来を見据えた町づくりも着実に進めていく予算が計上されております。

さらには、総額約6億円の事業が令和3年度へ繰り越され、新型コロナウイルスワクチン接種事業や、生活支援商品券事業など、様々な事業が、新年度予算と併せて実施されるとのことであり、この難局を乗り越えるためにも、議会と執行部が協力し、一丸となって対応していかなければなりません。

そして、この難局を克服し、町民の皆様が、本町の変わらぬ自然、整備が進む町並みを目にしたとき、「この町に住んで良かった」と心から実感してもらえることを強く願いまして、水清会の賛成討論といたします。

以上です。

## 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第5号 令和3年度水巻町一般会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第7 議案第6号**

**議長(白石雄二)**

日程第7、議案第6号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

### **6番(中山 恵)**

6番中山です。議案第6号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、我が日本共産党を代表いたしまして、本議案に反対の立場から討論を行います。

新年度の国保会計予算は、新型コロナウイルス感染症による受診控えなどにより、保険給付費は前年度と比較して約1億2300万円も減額された予算となりました。

しかし、2018年4月の県単位化による国保会計の赤字解消計画の策定によって、当町が独自に行ってきた一般会計からの法定外繰入の解消が求められ、当町の国保税は2019年から10年間、平等割を値上げ続ける事態となっております。

コロナ禍の下、収入が減少した国保加入者に対し、国は国保税の減免を行いました。

国が国保税の減免で住民を救おうとしているその中で、当町は予定どおり国保税を引き上げようとしております。

自治体の中には、値上げ予定だった保険税を見合わせた動きも各地で出ております。

コロナ禍の下で、ただでさえ高い国保税の値上げは行うべきではないと考えます。

よって、本予算に反対いたします。

議 長（白石雄二）

はい、ほかに。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

この表を見ますと、一人当たりの医療費ですね。水巻町が2万9028円、同規模の自治体で2万7767円、県が2万8000円、国の平均が2万7000円になってるんですけど。このようにですね、水巻町の医療費が国・県よりも多いんです。はっきり言ってですね。

だからそういう点ですね、やっぱり今も健康づくりに努力してもらってますけど、今以上にですね、やっぱり健康づくりに力を注いでいただきたいと思います。

そのために、私がいつも言いますように、お年寄りに仕事を与えとか、憩いの場所をつくるとかですね。

このことは、健康課だけでは達成できないから、生涯学習課、福祉課、地域づくり課ですね。やっぱり力を合わせてですね、そういう住民が住みよい場所づくりをやっていく必要があると思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第6号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第8 議案第7号**

議 長（白石雄二）

日程第8、議案第7号 令和3年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。お諮りします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、岡田議員。

**5 番（岡田選子）**

5 番、岡田です。議案第 7 号 令和 3 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党を代表いたしまして、反対討論を行います。

政府は昨年、後期高齢者医療費の窓口負担を 1 割から 2 割にすると決めました。単身で年収 200 万円以上、夫婦で 75 歳以上の世帯で年収 320 万円以上としております。

高齢になりますと、どうしても病院にかかる機会が多くなってしまいます。2 割負担になれば、受診抑制も起こりかねません。

コロナ禍で、高齢者の命と健康が脅かされる下での負担増の方針は、コロナ感染対策にも逆行するものと考えます。

高齢者になっても安心してかかれる医療保険を構築するべきで、75 歳以上の高齢者を囲った、特別な後期高齢者医療制度に基本的に反対の立場であります。

よって、本予算に反対をいたします。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 7 号 令和 3 年度水巻町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決いたしました。

**日程第 9 議案第 8 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 9、議案第 8 号 令和 3 年度水巻町公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

なぜこんなこと言うかと言いますと、私は3年前に長野県下條村に訪問して、役場訪問と、元村長の家を訪問してきました。その中でたくさんの勉強をさせていただきました。

村の金の稼ぎ方、それから住民福祉の問題、いろいろと目をみはるようなことがたくさんありました。

また、今日はこの下水道の問題だから、下水道に限って言います。

それは長野県の下條村が、愛知、静岡、山梨に囲まれた、長野県の南部にあります。面積は38.12平方キロメートルあります。

私、車で走りました。高低差が激しくて、平野部が少ない村でした。村の行政も大変だなと思いました。

村の産業は主に干柿の「市田柿」で、「市田柿」が主な村の産業になっています。

そこで、私はびっくりしたんです。私は訪問したら必ず予算書を見せてもらうんです。そこにですね、水道の職員が1人しかいないんですね。職員が。

水巻町は面積が11.01平方キロメートルしかないんです。で、長野県下條村は38.12平方キロメートルありますから、水巻町の約3.5倍あるんです。そこで1人ですよ。水巻町は下水道職員が8人ですね。

で、そういう点です、どこのほとんどの小さな自治体は、町の執行部が業者を呼んで、「こういう仕事をしようと思っとるけん」、ね、調査設計をさせると思います。どこもすると思います。

そういう点ですね、トップが何人かおればそういう仕事できるんです。ましてや水巻町は水道は北九州と合併し、ほいで下水道料金の徴収は北九州がしてくれています。そういう点ですね、その分だけでも人件費が減らせるはずですよ。そやけ私、言いますと。

そういう点で、今年ですね、水巻町は8人で人件費が6395万7000円、去年が8035万です。で、これを4人減らしたらですね、3197万円浮くんです。

2019年10月に消費税が8から10%に上がりました。そのとき、その消費税の上げに従って、下水道料金もその分だけ上乗せされたんです。そのときも私、言いました。職員を減らせば、値上げするどころか値下げができる。ですね。で、今日計算してきました、私は。これを4人減らせばですね、年間、1世帯当たり2,550円下げられるんです。1年間で。まあ月にすれば、約187円ですけど。

こういうですね、行政の在り方次第では、住民の負担を軽くすることできるんです。

まあ以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにありますか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第8号 令和3年度水巻町公共下水道事業会計予算について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

## **日程第10 意見書第1号**

**議 長（白石雄二）**

日程第10、意見書第1号 全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する意見書についてを、議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。はい、松野議員。

**12番（松野俊子）**

12番、松野です。全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する意見書について。

コロナ禍における経済の落ち込みは、長期化するものと予測されます。

今回の永久劣後ローンの仕組みは、政府や日銀の力を借りながら、長期間で会社の損失を修復し、資金に余裕ができたときに元本一括返済されるため、国の財政負担は小さく、経済再生効果は大きいと考えられます。

よって、国会及び政府においては、地域経済の基盤である中小企業の存続を守り、中小企業との共存共栄を図る地域金融機関を支援し、育てることを目的として、下記の事項について取り組まれるよう要望します。

地域経済の基盤である中小企業の存続を守り、地域金融機関の育成や支援につながる全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の仕組みを創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は久保田議員、水ノ江議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

**議 長（白石雄二）**

松野議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。中山議員。

#### 6 番（中山 恵）

6 番中山です。全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する意見書について、意見を述べ、賛成といたします。

第 3 パラグラフに、「永久劣後ローン融資制度を導入することで、大小問わない企業の利用が可能となり」とあります。ここで重要なことは、大企業の活用のみにとどまらず、中小企業が十分に活用できる融資制度にすることです。

この点を十分勘案した制度を創設していただくよう意見を述べ、賛成といたします。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第 1 号 全企業を対象とした永久劣後ローン融資制度の創設に関する意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成全員と認めます。よって意見書第 1 号は原案のとおり可決いたしました。

### **日程第 11 意見書第 2 号**

#### 議 長（白石雄二）

日程第 11、意見書第 2 号 児童扶養手当制度の拡充を求める意見書についてを、議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

#### 6 番（中山 恵）

6 番中山恵です。児童扶養手当制度の拡充を求める意見書について。

お手元に配付されております資料をご覧ください。

皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

#### 議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

－ 意見なし －

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第2号 児童扶養手当制度の拡充を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第2号は、否決いたしました。

## **日程第12 意見書第3号**

議長(白石雄二)

日程第12、意見書第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

### **5番(岡田選子)**

5番、岡田です。意見書第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

選択的夫婦別姓は、今や保守支持層の反発を懸念して議論が停滞しておりました自民党にも、新たに選択的夫婦別姓の導入を検討するプロジェクトチームが設置され、議論を再開しなければならないほどの国民的課題となってきました。

丸川珠代男女共同参画大臣ら、自民党の国会議員50人が党所属の県議会議長らに選択的夫婦別姓への反対を求める文書を送ったことが国会で問題となっております。

その文書を受け取った一人であります、埼玉県議会議長が、選択的夫婦別姓制度に賛成を表明し、文書に名前を連ねた国会議員が、圧力をかけたつもりはないと述べていることに対して、圧力になりかねないと批判をしております。そして、「圧力を感じるか感じないかは、受け取った側の意思であり、送付した側がこのような創造性もないことに疑問を感じる」、「そのような創造性がないからこそ選択的夫婦別姓への理解ができないのかもしれない」などと、御自身のブログで語っておられます。

また、賛成を表明したことに対して、「共産党がやっていることに手を貸すのか」、このような意見が寄せられているということですが、それに対しても埼玉県議会議長は、「選択的夫婦別姓のどこが共産思想なのか」と反論をし、「共産党が推進していることでも国民的課題であるならば施策の遂行は必要だと思います。一概に決めつける方が、民主主義の思想からは遠いものだと思います」と述べられているという記事を私は読み、大変心強く感じた次第です。

一昨日17日には、同性婚を認めないのは違憲だとの画期的な判決も出されました。日本もジェンダー平等社会へと一歩ずつ進んでおります。

ぜひ地方議会もその一翼を担えるように、私は国へと声を届けていきたいと思っております。ぜひ各議員の皆さんの御賛同をよろしく願いをいたします。

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長に対して、この意見書、ぜひ届けさせていただきたいと思います。

賛同議員は中山恵議員です。

どうぞよろしく願いをいたします。

## 議長（白石雄二）

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。はい、古賀議員。

## 7番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

これは日本のみならずですね、特にヨーロッパのフランスなんかで当たり前みたいになってるんですね。特にフランスなんかは結婚しても籍も入れないち。まあもちろん、籍入れんかは別でいいですけどね。

こういう、世界的なですね、ヨーロッパなんかは日本よりもだいぶ進んでるんです。これはですね、日本が長い間男性中心の社会であったから、ほとんどの姓が、男性の姓を名乗る人が多いんです。

まあそういう点ですね、憲法第14条は法の下での平等を謳っています。そういう点でですね、まあこういう考えも、発想も出てきたと思うんです。

さっき岡田議員が述べられていましたように、3月17日、札幌地裁の武部知子裁判長が同性結婚の不受理は違憲ということで、まあ同性婚、認めたわけです。

この日の毎日新聞がですね、また社説でいいこと書いてるんですよ。「人権を尊重した画期的判断」ち、毎日新聞の社説で書いています。まあこれだけですね、日本も様変わりしたかと思って、うれしい思いがいたしました。

そういう点で、この案には私は賛成といたします。以上です。

## 議長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第3号は、否決いたしました。

### **日程第 13 委員会報告について**

議 長（白石雄二）

日程第 13、委員会報告について。去る 12 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究をされた事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保田賢治）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

### **日程第 14 閉会中の継続審査について**

議 長（白石雄二）

日程第 14、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わ

りましたので、令和3年第1回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会